

滋賀県環境放射線モニタリング計画の検討事項

「原子力災害対策指針」において、初期対応における緊急時モニタリングの在り方についての指針が示された。この指針を踏まえ、滋賀県における緊急時モニタリング計画を策定する。

また、計画の策定にあたっては、モニタリングの継続性強化の観点から、モニタリングの多重化について考慮する。

さらに、これに伴い、平常時モニタリング計画についても所要の見直しを図る。

<原子力災害対策指針における緊急時モニタリングの考え方>

1. 原子力災害時に避難等の防護措置の実施を判断に必要な、住民や環境への放射線の影響を評価するために、警戒事態の発生から事態の収束が一定なされるまでの間において実施されるモニタリング
2. 実施の考え方
 - ・空間線量率の測定を優先
 - ・放射性ヨウ素を中心とした空気中の放射性物質濃度の測定
 - ・随時、測定対象の拡大を図る
3. 実施体制
 - ・緊急時モニタリングセンターが、モニタリング実施計画を策定し、一元的にモニタリングを実施する。

滋賀県環境放射線モニタリング計画について

- ・県が定める緊急時モニタリング計画の位置づけ
平常時モニタリングとは別に緊急時モニタリングの初動対応の方針を定める。
- 県として行う緊急時モニタリングについて示し、国や近隣府県等が行う緊急時モニタリング計画の執行を妨げることなく、連携して効果的なモニタリングを実行できる計画とする。
- 防護措置の判断のために必要な放射線レベルと放射性核種汚染のレベルについて、正確で時宣を得たデータを提供することを目的とし、それにかなう計画とする。
- ・初期モニタリングにおける緊急時モニタリング計画の要件（案）
実施体制

原子力災害時には、県内に「滋賀県モニタリング本部」を設置し、モニタリング活動の拠点とするとともに、国の緊急時モニタリングセンターの活動に参画する。

実施内容

- ・モニタリング範囲
 - ．発電所から30km圏内（滋賀県内）
 - ．滋賀県版UPZ（発電所～30km～最大43km）
 - ．琵琶湖への影響評価に必要なモニタリング

- ・モニタリング項目と重要度
 - ．空間放射線量率
 - ．大気中の放射性物質の濃度、
 - ．その他（琵琶湖の水質調査）

- ・実施機関

- ・測定方法（測定頻度）
 - ．環境放射線モニタリングポスト（固定局）による連続測定
 - ．定点測定（モニタリング車、可搬型モニタリングポスト等）

報告

- ・報告先、報告手段、必要報告情報

安全管理

- ・モニタリング要員の被ばく管理等

．平常時モニタリングについて
別紙 資料参照

- ．今後の検討課題
 - 測定機材・要員の動員、配置について
 - 環境試料中の放射性物質濃度の測定
 - 中長期対応について

滋賀県におけるモニタリング調査地点

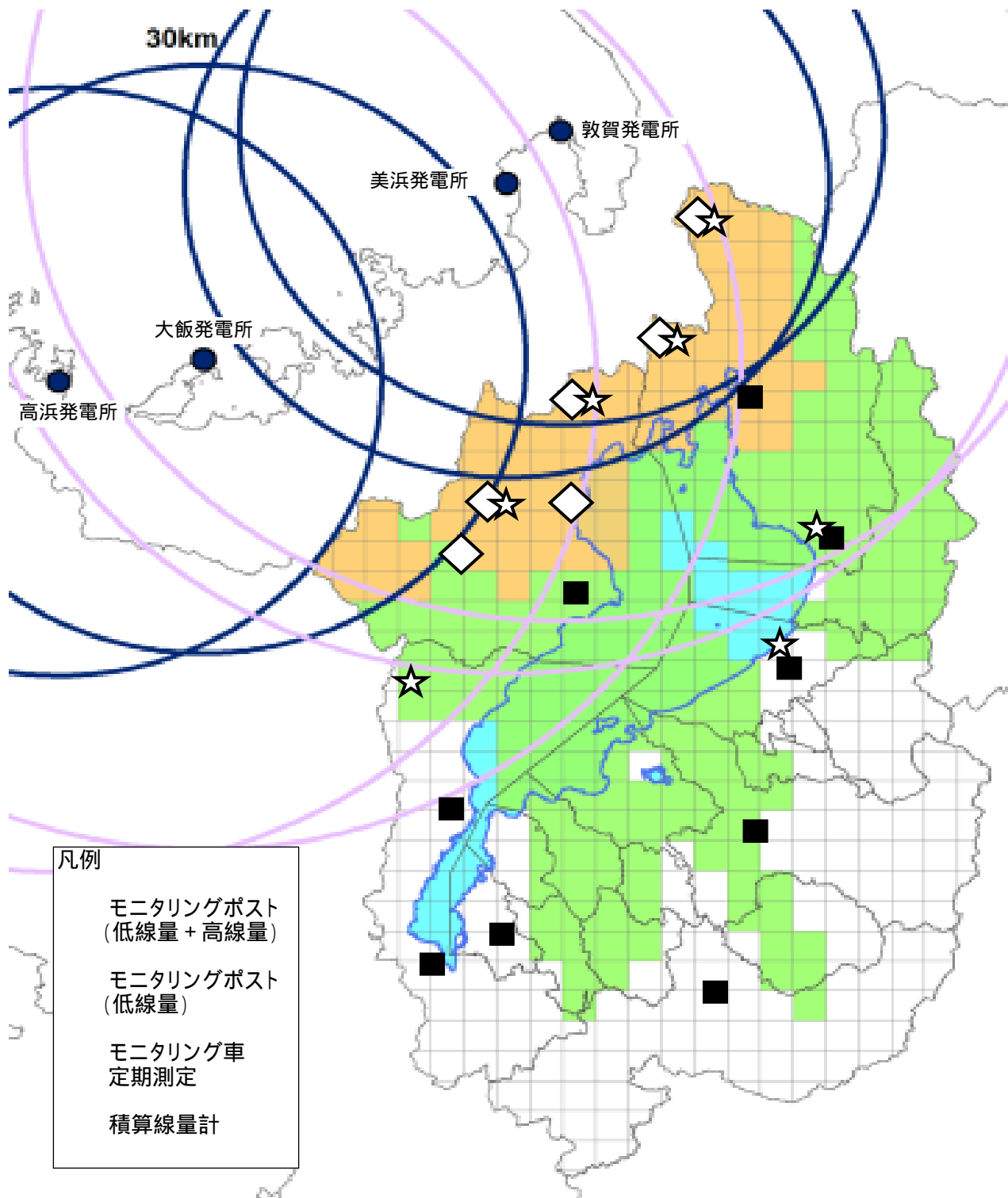


図1 空間線量モニタリング調査地点

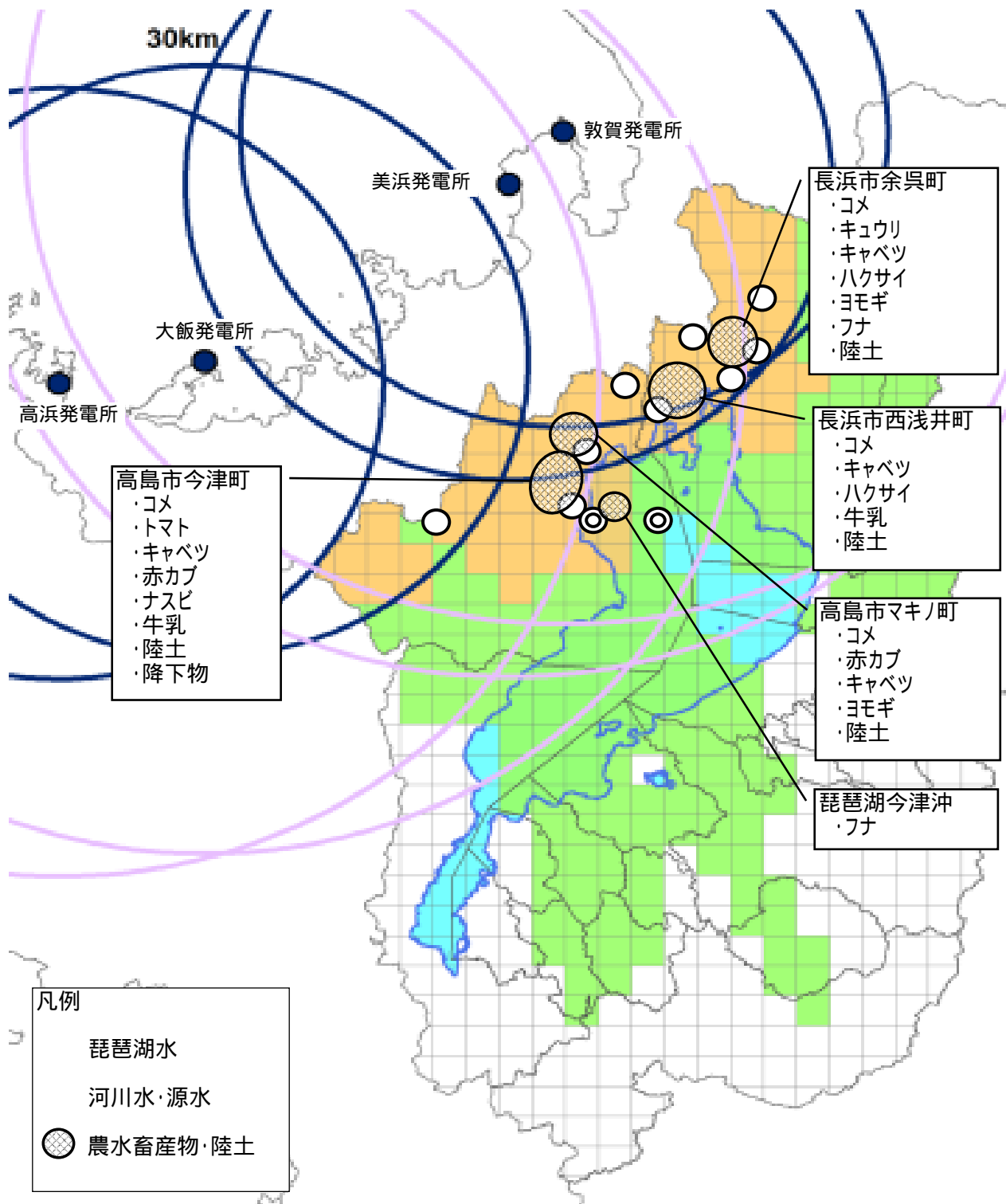


図2 陸上・水産モニタリング調査地点

滋賀県環境放射線モニタリング計画における調査地点

調査項目		滋賀県 (*1)		
大項目	中項目	測定項目	測定地点	測定頻度
空間放射線量	モニタリングポスト	空間放射線量 感雨	6	常時
	モニタリング車	空間放射線量	7	2回/年
空間ガンマ線 スペクトル		空間ガンマ線 スペクトル	6	常時
空間放射線 積算線量		空間放射線積算線量	11	4回/年
浮遊じん		ガンマ線放出核種 全アルファ放射能 全ベータ放射能	モニタ リング車	空間モニタリングで異常値検出時
ガス状ヨウ素	活性炭ろ紙	ガンマ線放出核種	モニタ リング車	空間モニタリングで異常値検出時
陸水	河川水	ガンマ線放出核種	4	1回/年
	湖水(琵琶湖、余呉湖)	ガンマ線放出核種	2	1回/年
	源水	ガンマ線放出核種	4	1回/年
陸土		ガンマ線放出核種	4	1～3箇月毎
降下物	雨水・ちり	ガンマ線放出核種	1	1～3箇月毎
農産物	米	ガンマ線放出核種	4	地域ごとに分け、1～2年かけて全地域の採取(初期は短い年サイクルで実施し、定常化後には5～10年サイクルで実施)
	トマト	ガンマ線放出核種	1	
	キュウリ	ガンマ線放出核種	1	
	キャベツ	ガンマ線放出核種	4	
	赤カブ	ガンマ線放出核種	2	
	ハクサイ	ガンマ線放出核種	2	
	ナスビ	ガンマ線放出核種	1	
畜産物	牛乳	ガンマ線放出核種	2	
指標直物	ヨモギ	ガンマ線放出核種	2	
水生生物	フナ	ガンマ線放出核種	2	1～2回/年